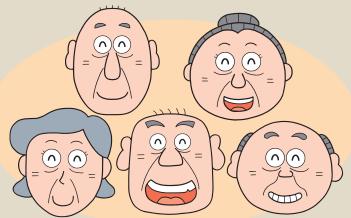


年金だより

年末調整や確定申告の際には
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が必要になります。



国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。平成16年分までの年末調整や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等は必要ありませんでしたが、所得税法の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間納付した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されることとなりました。

証明内容は本年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。年の途中から国民年金に加入した場合など、10月以降に本年度初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が、送付されますので結果として、平成17年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されることとなります。

年末調整または確定申告等の手続きの際は必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行なうまでに大切に保管してください。

■ ■ ■ 11月6日～12日は年金週間 ■ ■ ■

毎年11月6日から11月12日は「年金週間」です。年金週間は、年金制度をより身近により正しく知っていただき、公的年金制度の意識や役割、加入義務や納付義務について理解していただくことを目的としています。この機会に身近で大切な年金について考えてみてください。年金週間中は、社会保険事務所総合窓口において、平日の午後7時まで相談を受け付けています。

鹿屋社会保険事務所 ☎ 0994-42-5121

かごしま環境フェア 環境についての 開催にごついて



かごしま
環境フェア

今年は
鹿屋

とき 10/29土・30日
10:00～17:00 10:30～16:00

ところ
かのや霧島ヶ丘公園

おうち
くらの
まつり
もみじ
まつり



今年は上記のとおり開催されます。
また、同時におおすみ木材まつりも
開催されます。みなさんのご来場をお
待ちしております。